

基幹統計調査の承認の状況

(令和5年3月分)

令和5年4月28日
総務省政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
学校保健統計調査	文部科学大臣	<p>新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>①調査票の提出期限等の変更 児童等に対する健康診断の実施時期の延長^(注)に伴い、「毎年4月1日～6月30日」としている調査対象期間について、令和5年度に限り、「令和5年4月1日～6年3月31日」に延長 これに伴い、「毎年8月31日までのうち都道府県知事の定める日」としている調査票の提出期限についても、「令和6年5月31日までのうち都道府県知事の定める日」に変更</p> <p>(注)児童等に対する健康診断については、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条第1項等に基づいて、毎年度6月30日までに実施することが求められている。 しかし、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、文部科学省が、令和5年2月に「健康診断を令和5年6月30日までに実施できない場合には、令和5年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する」旨を関係各所に通知している。</p> <p>②調査結果の公表時期の変更 調査票の提出期限の繰下げに伴い、「調査実施翌年の2月」としている調査結果の公表時期を、令和5年度に限り「令和6年11月」に変更</p>	R5.3.22

(注)本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。